

事業名		緑資源公団事業（農用地総合整備事業）		区域名	しもきたちゅうおう 下北中央
県 名		青森県	関係市町村	むつ市、下北郡東通村	
事業概要	1. 公団事業の概要 (1) 事業の目的 本区域は、下北半島の東北部に位置し、東は太平洋、西は恐山、北は津軽海峡、南は陸奥湾に面した農業地帯であり、水稻と畜産を基幹とし、これに野菜等を組み合わせた農業が展開されている。 しかしながら、農地の整備率は低く、水田、畑、未墾地が錯綜し、排水不良や農道が不備なことから大型農業機械による営農に支障をきたしており、また、営農団地間を結ぶ基幹的な農道の整備が遅れているため農産物等の流通に支障をきたしている。 このことから、農用地及び農業用道路の整備を早急かつ総合的に実施することにより、高生産性農業の確立を図るとともに、農産物の流通の迅速化を図り、地域の活性化に資する。 (2) 事業の経緯 ①平成 7 年 1 月：青森県知事から農林水産大臣への事業実施の申出 ②平成 7 年 2 月：農林水産大臣から農用地整備公団への事業実施方針の指示 ③平成 8 年 10 月：農林水産大臣による事業実施計画の認可 (3) 事業実施計画の概要 ①受益面積： 3, 185 h a ②主要工事計画：農用地整備 151 h a （区画整理 120 h a） （農用地造成 31 h a） 農業用道路 10.9 k m ③総事業費： 6, 100 百万円（平成13年度時点 10, 350 百万円） ④工期：平成8年度～平成13年度 （平成13年度時点 平成8年度～平成14年度）				
	2. 関連事業の概要 (1) 農道改修事業 ①主要工事計画：道路改修 700 m ②総事業費：43 百万円				
評価項目	【事業の進捗状況】 本区域は、平成13年度完了を目指して平成8年度に着工し、現地精査並びに地元調整を踏まえて、事業を実施してきている。 農用地整備（区画整理、農用地造成）については、平成12年度までに約132 h aを施工し、約54 h aについては、すでに一時利用による営農が行われている。また、平成13年度には約78 h aについて、客土、暗渠排水工など補完整備を実施した後、一時利用を行う予定である。 農業用道路については、平成12年度までに10.8 k mを施工し、4.1 k mが完成しているが、計画路線の大部分が軟弱地盤のため、対策工の検討を行い、置換工法から載荷盛土による圧密促進工法に変更するなどして工事を進めてきている。 なお、これらの要因により工期を1年延期する必要性が生じたため、平成14年度の事業完了を予定している。 (1) 区画整理 平成12年度までに約115 h aを施工し、54 h aについて一時利用による営農を開始している。 (2) 農用地造成 平成12年度までに約17 h aについて施工中である。 (3) 農業用道路 平成12年度までに10.8 k mを施工し、うち4.1 k mが完成している。 (4) 進捗率 全体事業費（平成13年度時点）： 10, 350 百万円 平成12年度までの事業費： 7, 745 百万円 進捗率 75 % 平成13年度までの事業費（予定）： 9, 245 百万円 進捗率 89 %				

	【関連事業の進捗状況】 関連道路については、本事業と同時に完了する予定である。 (平成13年度は、本事業の工事用道路として使用しており、平成14年度に関連事業としての整備を行う。)																																																											
評価項目	【社会経済情勢の変化】 1. 農業就業人口は減少（平成2年：1,454人、平成7年：1,090人）し、農家戸数も減少（平成2年：2,182戸、平成12年：1,475戸）しているが、戸当たり平均経営耕地面積は平成2年の1.24haから平成12年には1.67haへ拡大している。また、本区域の受益の中心を占める東通村では集落単位でオペレーター組合が設立され、農作業の受委託や委託経営が増加するなど農地の流動化が進展してきている。 2. 農業粗生産額は減少（平成8年：43億円、平成11年：38億円）しているが、東通村では農業・工業・商業における生産額の12%を占めており、依然として農業が重要な産業となっている。 3. 本区域では水稻と畜産を基幹とした営農が行われてきており、従来から畜産部門への稲わらの供給確保、耕種部門への堆肥の供給などにより、地域内資源の有効利用への取り組みが行われてきたところである。近年、消費者の「安全で味のよさ」を求める志向に対応すべく、耕種農家は土づくりのための良質堆肥の安定供給を求めており、また、畜産部門では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行（平成11年11月）にみられるように、畜産排せつ物処理への対応が求められている。このような状況に鑑み、東通村では、「堆肥供給センター建設基本構想」（平成13年4月）を策定し、「堆肥センター」を核とした土づくりにより、耕種部門と畜産部門の相互補完を推進することとしている。 4. 県が平成9年3月に策定した「新下北地域開発基本構想」（平成8～12年度）において、経営力の強化を図るため、農地の流動化及び農作業受委託等の促進により経営規模を拡大し、大規模経営による生産コストの低減を図るとともに、稲作、畑作、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営の導入を推進し、農業経営の安定を図ることとしている。 5. また、県は、地域特産品の振興を図ることを目的として「ならではの里」構想を打ち出し、指定産地を幅広くPRすることとした。その中で、東通村はそばの産地として指定され、県道むつ尻屋崎線沿いの村有地にそば乾燥施設等の設置を計画するなど、地域の流通に変化が生じている。 6. 本事業の受益集落の一つである大和集落では、本事業の区画整理を契機に集落営農等の活動が活発化し、これに対して「青森県農業賞」「豊かなむらづくり全国表彰事業」の表彰を受けており、その影響が他集落へも波及するなど本事業による農業の体質強化は地域づくりにも大きく貢献している。																																																											
	【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】 1. 受益面積 <table><tr><td>(1) 区画整理</td><td>120ha</td><td>→</td><td>115ha</td></tr><tr><td colspan="4">・土地利用計画の変更による面積の減</td></tr><tr><td>(2) 農用地造成（普通畑）</td><td>31ha</td><td>→</td><td>17ha</td></tr><tr><td colspan="4">・文化財包蔵地の除外による面積の減</td></tr><tr><td>(3) 暗渠排水</td><td>0ha</td><td>→</td><td>20ha</td></tr><tr><td colspan="4">・水田汎用化のための新規追加</td></tr><tr><td>(4) 農業用道路</td><td>3,185ha</td><td>→</td><td>3,156ha</td></tr><tr><td colspan="4">・農地転用等による受益面積の減</td></tr></table> 2. 主要工事計画 (1) 事業量（工法変更含む） <table><tr><td>①区画整理</td><td>120ha</td><td>→</td><td>115ha</td></tr><tr><td colspan="4">・受益区域の変更に伴う事業量の減</td></tr><tr><td colspan="4">・軟弱地盤対策への対応による工法の変更</td></tr><tr><td>②農用地造成</td><td>31ha</td><td>→</td><td>17ha</td></tr><tr><td colspan="4">・受益区域の変更に伴う事業量の減</td></tr><tr><td>③暗渠排水</td><td>0ha</td><td>→</td><td>20ha</td></tr><tr><td colspan="4">・受益区域の変更に伴う事業量の増</td></tr></table>	(1) 区画整理	120ha	→	115ha	・土地利用計画の変更による面積の減				(2) 農用地造成（普通畑）	31ha	→	17ha	・文化財包蔵地の除外による面積の減				(3) 暗渠排水	0ha	→	20ha	・水田汎用化のための新規追加				(4) 農業用道路	3,185ha	→	3,156ha	・農地転用等による受益面積の減				①区画整理	120ha	→	115ha	・受益区域の変更に伴う事業量の減				・軟弱地盤対策への対応による工法の変更				②農用地造成	31ha	→	17ha	・受益区域の変更に伴う事業量の減				③暗渠排水	0ha	→	20ha	・受益区域の変更に伴う事業量の増		
(1) 区画整理	120ha	→	115ha																																																									
・土地利用計画の変更による面積の減																																																												
(2) 農用地造成（普通畑）	31ha	→	17ha																																																									
・文化財包蔵地の除外による面積の減																																																												
(3) 暗渠排水	0ha	→	20ha																																																									
・水田汎用化のための新規追加																																																												
(4) 農業用道路	3,185ha	→	3,156ha																																																									
・農地転用等による受益面積の減																																																												
①区画整理	120ha	→	115ha																																																									
・受益区域の変更に伴う事業量の減																																																												
・軟弱地盤対策への対応による工法の変更																																																												
②農用地造成	31ha	→	17ha																																																									
・受益区域の変更に伴う事業量の減																																																												
③暗渠排水	0ha	→	20ha																																																									
・受益区域の変更に伴う事業量の増																																																												

評価項目	④農業用道路 10.9 km → 11.9 km ・路線変更による延長の増 ・軟弱地盤対策への対応による工法の変更 3. 総事業費 6,100百万円 → 10,350百万円 (農業用道路等の軟弱地盤対策への対応及び物価変動に伴う事業費の増) 以上のことから、計画変更を行う必要がある。
	【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】 1. 区画整理事業によりほ場の汎用化が図られること、また農用地造成事業により優良農地が造成されることから、だいこん、ほうれんそう等の収益性の高い作物の導入が考えられている。更に、暗渠排水事業の新規取り込みにより、同様の効果が期待される。 2. 「堆肥供給センター建設基本構想」で区域全体の完熟堆肥の供給をカバーする「堆肥センター」が具体化されたことにより、「堆肥センター」を核として、農業用道路による耕種農家と畜産農家の有機的な連携が図られることから、資源の地域内循環が円滑に行われるようになり、これにより増大する堆肥輸送に関して、走行経費の節減が図られる。 3. 「東通村ならではの里」構想において、そばの乾燥施設の設置だけでなく、そば打ち体験施設が計画されており、入り込み観光客の増加など都市との交流等に関連した一般交通の走行経費の節減、及び特用林産物を含めた林業経営上の経費の節減効果の増大が見込まれる。
	【事業コスト縮減等の可能性】 ①農用地整備 ・区画整理で使用する支線道路の盛土材及び客土材について、その一部を農業用道路の載荷盛土材から流用することにより、工事費を節減する。 ・区画整理の排水路改修において、軟弱地盤に起因する法面の安定対策を見直すことにより、工事費を節減する。(かごマットまたは浅層混合処理工→コンクリートマット、袋型根固め工等) ②農業用道路 ・道路工事の舗装材に再生アスファルト合材を使用することにより、工事費を節減する。
	【関係団体の意向】 1. 県は、生産基盤の立ち遅れた本地域において、本事業の区画整理や農用地造成により農地の集団化や拡大が進められ、集落営農に成果を上げていることから、地域農業の振興と地域の活性化に大きな役割を果たしていることを評価している。また、農業用道路が都市住民との交流に取り組むための地域開発的な面からも重要な役割を担うと考えており、計画変更が速やかに行われた上で事業が早期に完成することを望んでいる。 2. 関係市村は、本事業、県営ほ場整備事業により大区画水田が形成され、集落単位で農作業の受委託や転作大豆に取り組むなど、望ましい水田営農の実現を目指して地域ぐるみで活動していることや地域の担い手が農業組織のリーダーとして活躍していることを評価している。また、農業用道路は、北部の畜産地帯と中部の複合農業地帯を有機的に結合するだけでなく、生活環境の向上、産業の活性化、雇用の創出にも寄与するものと期待しており、事業の早期完了を要望している。 3. 事業推進協議会は、本事業と一体的に実施された高生産性大区画ほ場整備事業と併せて大区画化による機械化営農と高収益作物の導入が図られることを評価している。また、農業用道路は、農業のみならず、林業、水産業による産業活性化の要になると期待しており、事業の早期完了を要望している。

【評価項目のまとめ】

1. 本区域の農業は水稻と畜産を基幹とし、従来から稲わらと堆肥を相互に活用することにより耕種部門と畜産部門が有機的に結合した形で展開してきており、近年野菜生産の取り組みも始まっている。
2. 区画整理及び農用地造成により集団的な優良農地が確保され、平成13年度末までにその効果を発現し、更に暗渠排水を実施する予定である。このことから、大型機械の導入が図られ、受委託の進行とも相まって、稲作の生産性の向上、ほ場の汎用化、高収益作物の導入が可能となり、地域農業の安定が図られる。
3. 農業用道路は、従来から行われてきた耕種部門と畜産部門の結合による環境に配慮した先進的な取り組みを一層確実にするとともに、生活環境の向上、他産業の活性化にも寄与することから早期完成が望まれている。
4. こうした中で、事業実施計画の重要な部分の変更を必要とする状況等を踏まえると、事業実施計画の変更手続きを行い事業の早期完成を図ることは、地元農業の振興に必要不可欠であると考えられる。

【第三者委員会の意見】

本区域の区画整理、農用地造成については、本事業と一体として行われた県営の大区画ほ場整備事業と併せて、農地の集団化や集落営農の展開等が図られ事業効果が着実に発現してきていると認められる。

農業用道路については、区域内の生産団地を結び、農畜産物の効率的な輸送や農作業の効率化とともに、従来から行われてきた耕種部門と畜産部門の有機的な連携による地域内の資源循環並びに他産業の活性化にも寄与するものとして期待される。

この施工において泥炭地盤に対する沈下対策を変更したことに伴い事業費が増嵩しているが、この対策は道路供用後の交通安全及び維持管理を考慮した工法が選択されたものであり、必要な措置と認められる。

また、路線については、保安林指定等の制約を踏まえつつ、道路状況や生産団地の位置等から選択された妥当なものであり、地域開発の可能性を高めるものと期待される。

このため、本区域については、現在実施中の計画見直し作業を行い事業を早期に完了させることが望ましい。

なお、現在、地域の気候に適した作物の選定、定着を図るべく営農実証試験等が行われているが、今後その成果を活用して整備された基盤を十分に活かした収益性の高い農業の展開、耕畜複合の一層の推進を図るため、営農指導のために参画している農業改良普及センター、市村及びＪＡとの連携が継続されることが望ましい。

【事業の実施方針】

計画変更を早急に行い、コスト縮減に努めつつ、早期完成に向け事業を着実に推進する。

事業名		緑資源公団事業（農用地総合整備事業）		区域名	はくい 羽 咋
県 名		石川県	関係市町村	羽咋市、羽咋郡志賀町	
事業概要	1. 公団事業の概要 (1) 事業の目的 本区域は、能登半島の頸部外浦海岸に面した標高約200m以下のなだらかな丘陵地帯と邑知平野の低平地からなり、水稻を中心に、すいか、だいこん、柿等が栽培されているほか、肉用牛、豚及び採卵鶏が飼養されるなど多角的な農業経営が展開されている。 しかし、近年、兼業化の進行による農業労働力の減少、耕地の小区画、湿田等から農業生産性は停滞傾向にある。また、農産物の流通の面では、基幹となる農業用道路が未整備で、地域特産品のすいか等夏季野菜の集出荷に支障をきたしており、輸送経路の整備が課題となっている。 このため、農用地及び農業用道路の整備を早急かつ総合的に実施することにより、高生産性農業の確立を図るとともに、農産物流通の合理化等を図り、地域の活性化に資する。 (2) 事業の経緯 ①平成 7年 9月：石川県知事から事業実施の申出 ②平成 7年12月：農林水産大臣から農用地整備公団への事業実施方針の指示 ③平成 8年12月：農林水産大臣による事業実施計画の認可 ④平成12年 7月：農林水産大臣による変更事業実施計画（第1回変更）の認可 (3) 事業実施計画の概要 ①受益面積：4,514ha ②主要工事計画：農用地整備 304ha （区画整理 52ha） （暗渠排水 252ha） 農業用道路 11.1km ③総事業費：14,020百万円（平成13年度時点 17,800百万円） ④工 期：平成8年度～平成14年度 （平成13年度時点 平成8年度～平成15年度）				
	2. 関連事業の概要 (1) 新生産調整推進排水対策特別事業宿女地区 ①主要工事計画：排水路工 1.9km ①総事業費：393.5百万円 (2) 広域営農団地農道整備事業 ①主要工事計画：農道整備 1.3km ②総事業費：255百万円 (3) 県道特殊改良事業 ①主要工事計画：県道改良 0.6km ②総事業費：150百万円				
評価項目	【事業の進捗状況】 本区域は、平成14年度完成を目途に平成8年度に着手し、現地精査及び地元調整を踏まえ、事業を実施してきている。 農用地整備（区画整理及び暗渠排水）については、農業情勢の変化により実施区域に変更が生じたため、平成12年度に事業実施計画の変更を行った。また、地元意向等を踏まえ、平成12年度に事業種別完了を行い、平成13年度から負担金の償還を行う予定である。 農業用道路については、福野潟干拓地における軟弱地盤対策や邑知潟に飛来する白鳥に配慮した橋梁設計等を行いながら、平成12年度までに9.5kmを施工し、3.1kmが完成している。 しかし、邑知地溝帯眉丈山系越えの区間で、土砂崩壊防止、砂防等の検討及び地元調整に不測の日数を要したことにより、工事工程を1年間延長する必要性が生じたため、平成15年度の事業完了を予定している。 (1) 区画整理 平成12年度 52ha完了（平成13年度より償還）				

	(2) 暗渠排水 平成12年度 252ha完了(平成13年度より償還) (3) 農業用道路 平成12年度までに9.5kmを施工し、うち3.1kmが完成している。 (4) 進捗率 全体事業費(平成13年度時点) : 17,800百万円 平成12年度までの事業費 : 8,445百万円 進捗率 47% 平成13年度までの事業費(予定) : 11,745百万円 進捗率 66%
評	【関連事業の進捗状況】 (1) 新生産調整推進排水対策特別事業 平成12年度事業完了 (2) 広域営農団地農道整備事業 関連区間については、平成12年度現在、測量設計、用地調査が完了している。 (3) 県道特殊改良事業(一般県道羽咋田鶴浜線地域活性化支援道路整備事業) 平成12年度現在、用地買収を実施している。進捗率20%
価	【社会経済情勢の変化】 1. 農家戸数は減少(平成7年:3,517戸、平成12年:3,117戸)しているが、経営規模3.0ha以上の農家が増加(平成7年:196戸、平成12年:223戸)しており、戸当たり平均経営耕地面積は、平成7年の1.27haから平成12年の1.39haへ拡大している。また、農地の流動化が進み、農作業の受委託面積は延べ面積では平成7年の205haから平成12年の230haへ増加している。 2. 認定農業者は、平成7年度の36戸から平成12年度には49戸と増加している。 3. 平成8年度に策定された石川県の農業振興方針「石川の農業振興ビジョン」では、邑知潟周辺地域を「低コストで魅力ある農業と個性ある経営を目指す地域」とし、低コストな水田農業と、新鮮多彩な野菜の供給地と位置づけている。また中山間地域については「自然の立地条件を生かした多様な農業の確立を目指す地域」としている。更に砂丘地域においては、「広大な農地と土地条件を生かした大規模経営の確立を目指す地域」として位置づけられている。
項	4. 農産物流通の効率化を図るため、農業近代化施設の整備が羽咋市、志賀町、農協等の連携により積極的に推進されている。羽咋市では、平成9年に完成した米の低温倉庫が稼働を開始したほか、志賀町では、平成10年に水稻育苗センターが建設され良質米生産のための健康な苗づくりが進められるとともに、平成11年に完成したカントリーエレベーターの稼働が本格化している。 5. 地力の維持増進の確保や、有機農産物への需要量増大に対応するため、耕種農家の堆肥へのニーズの高まりとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行(平成11年11月)を受けて、畜産農家側からも堆肥施設の整備に係る要望が出されている。
目	【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】 農用地整備については、平成12年度に事業種別完了を行っている。 1. 受益面積 農業用道路 4,514ha → 4,386ha ・農地転用による受益面積の減 2. 主要工事計画 (1) 事業量(工法変更を含む) 農業用道路 11.1km → 11.1km ・路線の精査によるトンネル2カ所の増、橋梁5カ所の減 ・軟弱地盤対策への対応による工法の変更 (2) 環境に対する配慮 農道建設予定地の周辺は、邑知潟、福野潟をはじめとして、稀少動植物が生息している。このため、事業の推進に当たっては、周辺環境への負荷を低減するため、橋梁技術検討委員会及び羽咋市の邑知潟横断橋検討懇話会における検討や、地元保護団体、地元専門家からの助言等を得て、必要な対策を検討し実施してきている。

評 価 項 目	3. 総事業費 14,020百万円 → 17,800百万円 (農業用道路にかかる工法見直しによるトンネルの増及び軟弱地盤対策に伴う事業費の増) 以上のことから、計画変更を行う必要がある。
	【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】 1. 農用地整備（区画整理、暗渠排水）において、ほ場の汎用化が図られたことにより大豆、すいか、なすなどの作物の導入が図られている。 また、大型農業機械を保有する稲作受託集団が新たに結成されるなど生産性の高い農業経営の展開が進みつつある。特に、地域を分断している邑知潟に横断橋が架かることにより、対岸農家と農地の流動化の一層の促進が期待される。 2. 羽咋市円井に農業用道路の建設計画に合わせて平成9年に米の低温倉庫が整備された。また、志賀町堀松にカントリーエレベーターや育苗施設が整備されており、本区域の農業用道路の整備による走行経費の節減が見込まれる。 3. 「家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、一定期間内に堆肥処理施設の整備が図られるとともに、耕種農家と連携した堆肥の有効利用が促進されると見込まれることから、走行経費の節減効果の増大が期待される。
	【事業コスト縮減等の可能性】 ・ 福野潟の軟弱地盤対策として、パイルネット工法を採用することにより、DJM工法に比べ工事費を節減し、工期を短縮する。 ・ 邑知潟橋梁の上部工の見直しにより、支持地盤を深度40mの洪積礫質層から深度20mの沖積砂質層へ変更することにより、基礎工の工事費を節減する。 ・ 暗渠排水工事の被覆材に刳殻を使用することにより、工事費を縮減する。
	【関係団体の意向】 1. 県は、農業用道路について、地域にとって能登外浦地区の農産物輸送に重要な役割を果たすとともに、空港への連絡等地域振興に果たす役割が大きいと期待されていることから、速やかに変更手続きを行うとともに、コスト縮減に努めながら事業が平成15年度に完了することを望んでいる。 2. 関係市町は、暗渠排水により大型機械の導入等による水田農業の合理化が望まれるとともに、区画整理により農作業の委託、預託が進み農地の流動化が進展していることを評価している。農業用道路においては、地域特産品の集出荷、水稻育苗施設等の輸送経路の確保が図られることを期待している。また、地域を分断している邑知潟に架かる橋梁は農作物輸送の合理化だけでなく、市町が連携して発展を遂げる上で重要な役割を担っており、事業の早期完了を望んでいる。 3. 事業推進協議会は、農業用道路特に邑知潟横断橋の架設により、農業振興はもとより、地域交流、広域的な農協合併の推進についても大きな役割を果たすものと期待を寄せており、地域の最重要事業として事業の早期完了を望んでいる。

【評価項目のまとめ】

1. 本区域の農業は、農業従事者の減少傾向は続いているものの、比較的規模の大きな農家は増加傾向にあり、担い手農家への農地の集約化が進みつつある。また、羽咋市、志賀町及び農協による農業施設の近代化及び集約化が進展しており、施設園芸の導入と相まって、高効率・高収益型農業への転換が進められつつある。
2. 本区域では、農用地整備が平成12年度に事業種別完了を行い、大型機械の導入、農地の流動化、水田の汎用化が図られるなど効果が発現されてきており、農業用道路では一部区間について農耕車両の供用を開始するなど、通作時間の短縮等により一部効用が発現されてきている。農業用道路は地域を分断している邑知潟の横断、他の県営広域農道との連結による地域全体の物流の合理化を図るために不可欠なものであり、早期に完成させることが望まれている。
3. また、本区域は渡り鳥の越冬地であり、希少動植物も生息していることから、事業の実施に当たっては市町の関係者及び地元保護団体等と機会あるごとに協議を重ね、自然環境に十分配慮した対策を講じている。
4. こうした中で、事業実施計画の重要な部分の変更を必要とする状況等を踏まえると、速やかに事業実施計画の変更手続きを行い事業の早期完了を図ることは、地元農業の振興に必要不可欠であると考えられる。

【第三者委員会の意見】

本区域の区画整理、暗渠排水は、既に平成12年度に完工し、水田の汎用化や農作業の効率化等が図られ事業効果が着実に発現してきていると認められる。

農業用道路については、区域内の生産団地を結び、農畜産物の効率的な輸送や農作業の効率化が図られるとともに、地域を分断する邑知潟への架橋や県営の広域農道等との連結により地域間交流の促進や広域的な農産物流通に寄与するものとして期待される。

この施工において希少動植物への影響の低減や景観への配慮のための対策が実施されたことに伴い事業費が増嵩しているが、この対策は周辺環境との調和に配慮するために必要な措置と認められる。

このため、本区域については、コストの縮減に十分配慮しつつ、現在実施中の計画見直し作業を行い事業を早期に完了させることが望ましい。

さらに、農業改良普及センター、市町及びＪＡとの連携により、整備された基盤を十分に活かし、高収益・高付加価値な農業の展開が図られることを期待する。

【事業の実施方針】

計画変更を早急に行い、環境面に配慮するとともにコスト縮減に努めつつ、早期完成に向け事業を着実に推進する。

事業名		緑資源公団事業（農用地総合整備事業）		区域名	みやこのじょう 都 城
県 名		宮崎県	関係市町村	都城市、北諸県郡三股町	
事業概要	1. 公団事業の概要 (1) 事業の目的 本区域は、宮崎県南西部に位置し、周囲を霧島山系と鰐塚山系に囲まれた農業地帯であり、水稻、露地野菜及び畜産を組み合わせた複合経営を中心とした農業経営が展開されている。 しかしながら、戸当たりの耕地面積が小さく、農地の整備率も低いことから大型農業機械による営農に支障をきたしており、また、国県道が放射状に延びているものの、各営農団地間を結ぶ基幹的な農道の整備が遅れているため、農産物等の流通に支障をきたしている。 このことから、農用地及び農業用道路の整備を早急かつ総合的に実施することにより、高生産性農業の確立を図るとともに、農産物の流通の迅速化を図り、地域の活性化に資する。 (2) 事業の経緯 ①平成 7 年 3 月：宮崎県知事から農林水産大臣への事業実施の申出 ②平成 7 年 6 月：農林水産大臣から農用地整備公団への事業実施方針の指示 ③平成 8 年 12 月：農林水産大臣による事業実施計画の認可 (3) 事業実施計画の概要 ①受益面積：7, 8 4 4 h a ②主要工事計画：区画整理 1 6 7 h a 農業用道路 1 9. 2 k m ③総事業費：1 5, 5 0 0 百万円（平成 1 3 年度時点 1 6, 6 0 0 百万円） ④工期：平成 8 年度～平成 1 4 年度				
	2. 関連事業の概要 (1) 一級市道改修事業 ①主要工事計画：道路改修 4. 0 k m ②総事業費：1, 5 6 0 百万円				
評価	【事業の進捗状況】 本区域は、平成 1 4 年度の完了を目指して平成 8 年度に着工し、現地精査並びに地元調整を踏まえ、事業を実施してきている。 区画整理については、平成 1 2 年度までに約 1 1 7 h a を施工しており、約 4 6 h a については、すでに一時利用による営農が行われている。また、平成 1 3 年度には約 7 1 h a について、暗渠排水工等の補完整備を実施した後、一時利用を行う予定である。 農業用道路については、地域高規格道路等との調整を図りながら、平成 1 2 年度までに 1 1. 6 k m を施工し、5. 6 k m が完成している。 しかし、一部区間において、地元の調整に不測の日数を要したことにより、工事工程を見直した結果、平成 1 4 年度の完成は困難な状況にある。				
価					
項目	(1) 区画整理 平成 1 2 年度までに 1 1 7 h a を施工し、4 6 h a について一時利用による営農を開始している。 (2) 農業用道路 平成 1 2 年度までに 1 1. 6 k m を施工し、5. 6 k m が完成している。 (3) 進捗率 全体事業費（平成 1 3 年度時点）：1 6, 6 0 0 百万円 平成 1 2 年度までの事業費：8, 7 7 3 百万円 進捗率 5 3 % 平成 1 3 年度までの事業費（予定）：1 2, 2 7 3 百万円 進捗率 7 4 %				
	【関連事業の進捗状況】 関連道路については、平成 1 4 年度から実施する予定である。				
目					

評価項目	【社会経済情勢の変化】 1. 農業就業人口は減少（平成2年：9,580人、平成7年：8,203人）し、農家戸数も減少（平成7年：8,360戸、平成12年：7,737戸）しているが、農地の流動化（都城市の利用権設定面積 平成2年：412ha、平成7年：507ha、平成11年：633ha）が進んでおり、経営規模3.0ha以上の農家数は増加（平成2年：299戸、平成12年：369戸）している。 2. 農業粗生産額は、農業・工業・商業における生産額の約40%を占め続けており、農業が基幹産業の地位を占めている。 3. 認定農業者数は、平成7年度の313戸から平成12年度には451戸へと増加し、地域の基幹的担い手として農業振興に貢献しているとともに、平成12年度に宮崎県が策定した「北諸県地区第5次農業・農村振興長期計画」においては、平成17年度には555戸を目標としている。 4. 平成12年度に策定された「都城市水田農業振興計画」において、水田の高度利用、転作作物の作付けが可能な団地化を推進し、飼料作物、大豆、野菜等の本格的な生産拡大と品質向上により、安定した水田農業経営の確立を図ることとしており、これらの施策を推進するため区画整理および暗渠排水の整備等が必要とされている。 5. 本地域の畑地かんがいを目的とする国営かんがい排水事業が昭和62年度より実施されており、用水の乏しい本地域に豊富な農業用水をもたらすことにより、高収益作物の導入等による新たな農業経営の展開が期待されている。 6. 全国でも有数の畜産地帯である本地域では、畜産環境に起因する環境問題の解決及び畜産の健全な発展を図ることを目的として平成11年11月に施行された「家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律」に対応するため、堆肥処理施設の整備を図るとともに耕種農家と連携した家畜排せつ物の有効利用を促進することが重要な課題となっている。 7. JA都城管内においては、農家の高齢化・兼業化に対応して集出荷労力の節減を図り、効率的な集出荷を行うため、農家の持ち込みではなく農協が農家の庭先で集荷する動きが始まっており、今後農業用道路網の整備に伴い、その動きが進展することが期待されている。 8. 平成12年度に策定された「都城市中長期農業振興ビジョン」において、新規事業として田園空間整備事業が盛り込まれ、都城盆地を「ふるさと田園空間博物館」と位置づけし、農村の地域資源を活用した都市と農村との交流を推進していくこととしており、地域へのアクセス道路として農業用道路の利用が期待される。																																			
	【事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無】 1. 受益面積 <table> <tr> <td>(1) 区画整理</td><td>167ha → 117ha</td></tr> <tr> <td>・文化財包蔵地の除外による面積の減</td><td></td></tr> <tr> <td>・宮農意欲減退等による面積の減</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 暗渠排水</td><td>0ha → 16ha</td></tr> <tr> <td>・水田汎用化のための新規追加</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 土層改良</td><td>0ha → 15ha</td></tr> <tr> <td>・生産性向上のための新規追加</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 農業用道路</td><td>7,844ha → 7,591ha</td></tr> <tr> <td>・農地転用等による受益面積の減</td><td></td></tr> </table> 2. 主要工事計画 (1) 事業量（工法変更含む） <table> <tr> <td>①区画整理</td><td>167ha → 117ha</td></tr> <tr> <td>・受益区域の変更に伴う事業量の減</td><td></td></tr> <tr> <td>②暗渠排水</td><td>0ha → 16ha</td></tr> <tr> <td>・受益区域の変更に伴う事業量の増</td><td></td></tr> <tr> <td>③土層改良</td><td>0ha → 15ha</td></tr> <tr> <td>・受益区域の変更に伴う事業量の増</td><td></td></tr> <tr> <td>④農業用道路</td><td>19.2km → 16.4km</td></tr> <tr> <td>・地域高規格道路との調整による延長の減</td><td></td></tr> <tr> <td>・トンネル掘削工法の変更等による増</td><td></td></tr> </table>	(1) 区画整理	167ha → 117ha	・文化財包蔵地の除外による面積の減		・宮農意欲減退等による面積の減		(2) 暗渠排水	0ha → 16ha	・水田汎用化のための新規追加		(3) 土層改良	0ha → 15ha	・生産性向上のための新規追加		(4) 農業用道路	7,844ha → 7,591ha	・農地転用等による受益面積の減		①区画整理	167ha → 117ha	・受益区域の変更に伴う事業量の減		②暗渠排水	0ha → 16ha	・受益区域の変更に伴う事業量の増		③土層改良	0ha → 15ha	・受益区域の変更に伴う事業量の増		④農業用道路	19.2km → 16.4km	・地域高規格道路との調整による延長の減		・トンネル掘削工法の変更等による増
(1) 区画整理	167ha → 117ha																																			
・文化財包蔵地の除外による面積の減																																				
・宮農意欲減退等による面積の減																																				
(2) 暗渠排水	0ha → 16ha																																			
・水田汎用化のための新規追加																																				
(3) 土層改良	0ha → 15ha																																			
・生産性向上のための新規追加																																				
(4) 農業用道路	7,844ha → 7,591ha																																			
・農地転用等による受益面積の減																																				
①区画整理	167ha → 117ha																																			
・受益区域の変更に伴う事業量の減																																				
②暗渠排水	0ha → 16ha																																			
・受益区域の変更に伴う事業量の増																																				
③土層改良	0ha → 15ha																																			
・受益区域の変更に伴う事業量の増																																				
④農業用道路	19.2km → 16.4km																																			
・地域高規格道路との調整による延長の減																																				
・トンネル掘削工法の変更等による増																																				

評 価 項 目	3. 総事業費 15,500百万円 → 16,600百万円 (農業用道路の土質の変更に伴う掘削工法の変更、構造物の増加等に伴う事業費の増) 以上のことから、計画変更を行う必要がある。
	【費用対効果分析の基礎となる要因の変化】 1. 平成10年度に都城地域農業振興センターが農地の利用調整や機械・施設の効率的利用、農作業の受委託の推進を図ることを目的として設置されたことから、営農経費節減効果の増加が見込まれる。 2. 近年、転作作物として振興されているニンジン、レタスの作付が増加している。また、各種事業によりビニールハウスの設置が進み、施設野菜の面積が拡大しており、区画整理、暗渠排水を実施することにより、ほ場の汎用化が図られ、本区域への施設野菜等の導入及び拡大が見込まれる。 3. 今後、農業用道路において「家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、堆肥の有効利用が促進されること、また、「ふるさと田園空間博物館」構想の推進により、都市との交流の促進が見込まれることから、それらに伴う走行経費の節減が見込まれる。
	【事業コスト縮減等の可能性】 ・橋梁とトンネル区間において、国営かんがい排水事業の幹線排水路を国営事業との共同工事（公団受託）で施工することにより工事費を節減する。 ・農業用道路の盛土部分について、薄型壁面材を用いた補強土壁工法を採用することにより、工事費を節減する。
	【関係団体の意向】 1. 県は、農業用道路について、効率的な輸送体系の確立や作業の省力化等の推進、都市と農村の交流の促進とともに、県営の広域農道と連結されることによる都城圏域の農業振興に大いに貢献することを期待しており、また、区画整理について水田の汎用化による高度利用で農業経営の安定化を図ることを期待しており、事業効果の早期発現と負担軽減の観点から、事業の早期完了を要望している。 2. 関係市町は、区画整理について事業効果が着実に発現されつつあることを評価しているとともに、農業用道路について一部区間の利用による効果の発現を評価している。一方、農家が強く要望している暗渠排水、土層改良を追加する計画変更を速やかに行い、コスト縮減による総事業費の抑制に努めながら、事業の早期完了が図られることを要望している。 3. 事業促進協議会は、農業用道路について畑地かんがい受益地の一体性の確保と都城ICを中心とする高速流通体系を確立するため、都城盆地の南部地域の基幹農道を整備する本事業の早期完成に期待を寄せている。一方、農家から強い要望がある暗渠排水、土層改良を追加する計画変更を早急に行い、事業が早期に完了することを要望している。

【評価項目のまとめ】

1. 本区域の農業は畜産を主体とし、肉用牛と水稻、野菜（根菜類）を組み合わせた経営形態が多いが、これに加えて近年、ハウス栽培による果菜類や花きの導入が進展しつつあり、更に、現在実施されている国営かんがい排水事業の完成に伴い、農業用水を利用した多様な作物の導入により変化に富んだ農業経営が展開しようとしている。
2. 区画整理により稲作の生産性の向上や高収益作物導入による集団転作及びハウス栽培が可能になるなど効果が着実に発現されており、また、今後展開する新たな経営の基盤が形成されている。今後実施を予定している暗渠排水、土層改良を早期に完成させ、区画整理と併せて事業効果を早期に発現させることが望まれている。
3. 農業用道路は、これらの新展開に不可欠な農畜産物の集出荷等流通の迅速化、合理化を可能にするものであり、都市と農村の交流の観点からも早期完成が望まれている。
4. こうした中で、事業実施計画の重要な部分の変更を必要とする状況を踏まえると、速やかに事業実施計画の変更手続きを了したうえで工期の延伸を最小限にとどめ、事業の早期完成に努めることは、地元農業の振興に必要不可欠であると考えられる。

【第三者委員会の意見】

本区域の区画整理については、水田の汎用化や農作業の効率化等が図られ事業効果が着実に発現してきていると認められる。

農業用道路については、県営の広域農道とあわせて都城圏域の生産団地を結び、農畜産物の効率的な輸送や農作業の効率化が期待される。

また、国営かんがい排水事業による幹線用水路に合わせて路線が配置され、橋梁やトンネル等での一体施工による効率的な整備が行われており、今後、畑地かんがいと一体となって新たな農業展開に寄与するものとして期待される。

このため、本区域については、コストの縮減に十分配慮しつつ、現在実施中の計画見直し作業を行い事業を早期に完了させることが望ましい。

【事業の実施方針】

計画変更を早急に行い、コスト縮減に努めつつ、早期完成に向け事業を着実に推進する。